

(2) 賃貸型集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるLPガス料金の透明化の促進（2／2）

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置②

①運用・解釈通達を改正し、LPガス料金に設備費用等が含まれている場合には、液石法第14条書面の中で明記する必要があることを明確化

＜液石法省令第13条（書面の記載事項）関係＞

例えば**賃貸集合住宅等において、液化石油ガス販売事業者の費用負担により、給湯設備、空調設備その他の建物に付随する設備等を設置し、当該設備等の設置費用を液化石油ガスの料金に含めて一般消費者等に請求する場合には、「価格の算定方法」及び「算定の基礎となる項目」の中で明確に記載すること。**ただし、液化石油ガス販売事業者が所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合の費用については、第8号に基づき別途記載してもよい。

「算定の基礎となる項目についての内容の説明」とは、基本料金・従量料金（場合により、その他の設備の利用料等）等にはどのような費用が含まれるか（例えば、基本料金には、ボンベ・メーター等の固定費を回収するものである等）についての簡明な記載のこと。コスト計算等詳細な記載を要求するものではない。ただし、基本料金又は従量料金に上記なお書きに記載されている設備等の費用が含まれている場合には、どのような設備等の費用が含まれているのか及び基本料金・従量料金に含まれている当該設備等の月額費用の概算額（合計額）を記載すること。****

②入居予定者からの料金照会に適切に対応する必要があることを、**取引適正化ガイドライン**で明示

＜苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理＞

液化石油ガス販売事業者は、**集合住宅入居予定者を含め、一般消費者等から寄せられる液化石油ガスの料金その他の取引に係る苦情及び問合せに対して、適切かつ迅速に処理**する必要がある。

※ 集合住宅入居予定者がLPガス料金の照会を行えるよう、国土交通省から不動産仲介業者に対し、入居予定者にLPガス販売事業者の名称及び連絡先を伝えるよう要請済み。

(3) 液石法第14条書面交付時の透明化の促進

課題

- LPガス販売事業者は消費者とLPガスの販売契約を締結したときは、液石法第14条及び同法施行規則第13条に基づき、LPガスの価格の算定方法などの料金に関する事項や、消費設備の所有権がLPガス販売事業者にある場合の販売契約解除時における消費設備の精算額などを記載した書面を交付することとされている。
- しかしながら、**消費者から、「基本料金があることを知らなかった」、「料金について説明がない」との苦情や、販売契約解除時における消費設備の精算を巡ってLPガス販売事業者と消費者間のトラブル**が後を絶たない。

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

液石法第14条書面を消費者に交付する際に、料金に係る事項については説明を行う必要があることを、**取引適正化ガイドライン**で明示

<液石法第14条に定める書面を交付するときの説明>

- 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等が液化石油ガスの供給を受けることで負担することとなる費用を巡るトラブルを未然に防止するため、**一般消費者等に対して液石法第14条に定める書面を交付するときに、当該書面に記載されている事項のうち次の事項について説明を行う**ことが必要である。
- なお、一般消費者等からの求めにより、液石法第14条に定める書面を交付するときに説明を行うことができない場合には、当該書面を交付した後に説明を行うことは許容される。
- また、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等との間で説明を受けたかどうかを巡ってトラブルになることを防止するため、**液化石油ガス販売事業者から説明を受けた旨を、一般消費者等による署名等が付された書面により確認することが必要である。**

<説明事項>

- ①液石法省令第13条第5号に定める事項、②液石法省令第13条第6号に定める事項、③液石法施行規則第13条第7号に定める事項、
④液石法施行規則第13条第8号に定める事項、⑤液石法施行規則第13条第9号に定める事項

(4) LPガス料金値上げ時の透明化の促進

課題

- 消費者からは、LPガス料金の**値上げに関して事前の説明や通知を受けていないとする苦情が多く発生**している。
- LPガス販売事業者の中には、値上げ後の料金の支払日に先立って、新料金表や検針票等により通知するといった方法をとっている事業者も多く認められるが、**消費者保護の観点やLPガスが消費者から選択されるためには、料金の値上げ時における事前通知の更なる徹底**が求められる。

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

LPガス料金を変更する場合には、一般消費者等に対して事前に通知する必要があることを**取引適正化ガイドライン**で明示

＜料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知＞

- 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と締結した液化石油ガス販売契約に基づく**液化石油ガスの販売価格を変更する場合**には、原則として**変更後の販売価格の適用が開始される日の1か月前まで**（販売価格を引き下げる場合及びあらかじめ一般消費者等との間で液化石油ガスの使用量に応じて発生する料金を液化石油ガスの輸入価格等の変動に応じて変更する旨の契約を締結し当該契約に基づいて当該料金を変更する場合には、遅くとも**変更後の販売価格の適用が開始される日の前まで**）に、一般消費者等に対して、**検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載して通知するか、検針票又は請求書等に変更後の販売価格及び変更する理由を記載した書面を添付して通知する**必要がある。
- なお、一般消費者等に対し**変更後の販売価格及び変更の理由を通知する際**には、**変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較**できるよう、例えば、**変更前の販売価格と変更後の販売価格の両方を記載する、変更後の販売価格を記載し変更前の販売価格と比べて「○○円の値上げ」又は「○○円の値下げ」と記載するなどした上で、変更後の販売価格の文字を変更前の販売価格の文字や周囲の文字よりも大きくするか、変更後の販売価格の文字の色を変更前の販売価格の文字や周囲の文字の色と異なる色にするなどして、一般消費者等が変更後の販売価格を容易に判別できるよう記載する**必要がある。

(5) LPガス料金請求時における料金の透明化の促進（1／2）

課題

- 全国LPガス協会が平成12年に策定した「LPガス販売指針」においては、請求書又は領収書に基本料金・従量料金及び設備貸付料などの内訳を明記するよう呼びかけているが、**基本料金と従量料金の区分がなく、前回の検針後の使用量と請求額のみが記載されている、との苦情が多い。**
- **消費者団体**（※）による調査によれば、基本料金と従量料金を分けているLPガス販売事業者が80%を超えていと
いわれている中、91社318枚の請求書を集計・分析したところ、**基本料金と従量料金とを分けて請求しているLPガス販売事業者は約20%にとどまっている**との結果が出ている。

（※）消費者支援ネット北海道、北海道消費者協会、北海道生活協同組合連合会の3団体が昨年実施した調査

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置①

- ① **液石法省令第16条（販売の方法の基準）を改正（十五の二を追加）**し、一般消費者等に料金を請求するときは、その算定根拠を通知することを義務付け

（販売の方法の基準）

第16条 法第16条第2項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

十五の二 一般消費者等に対して**液化石油ガスの供給に係る料金その他的一般消費者等の負担となるものを請求するときは、その料金その他的一般消費者等の負担となるものの算定根拠を通知**すること。

（参考）液石法

（基準適合義務等）

第16条（略）

2 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売（販売に係る貯蔵を含む。次項、第20条第1項、第21条第1項及び第87条第2項において同じ。）をしなければならない。

3 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第1項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずことができる。

（注）上記第2項に違反した者は罰金に処されることがある（液石法第100条）。また、液石法に基づく罰金に処せられたり、上記第3項の命令に従わない者は販売事業の登録取消し又は停止を命ぜられ（液石法第26条）、さらに登録取消し又は事業停止の命令に従わない者は懲役・罰金に処されることがある（液石法第96条の2）。

(5) LPガス料金請求時における料金の透明化の促進（2／2）

LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置②

② 液石法省令第16条（販売の方法の基準）を改正を受けて、**運用・通達解釈を改正**し、一般消費者等への料金算定根拠の通知は、液石法第14条書面に記載されている「算定の根拠となる項目」ごとの金額やLPガスの使用量等を記載することとし、原則として書面で通知する必要があることなどを明示。

＜第16条（販売の方法の基準）関係＞

- 第15号の2に基づき、一般消費者等に液化石油ガスの供給に係る料金その他的一般消費者等の負担となるものを請求するときには、その算定根拠を当該一般消費者等に通知することとされているが、**ここでいう算定根拠には、法第14条に基づき当該一般消費者等に交付した書面に記載されている規則第13条第5号に定める「算定の基礎となる項目」ごとの金額及び液化石油ガスの使用量並びに同条第8号に定める消費設備に係る費用の額を記載すること。**
- 一般消費者等に対する算定根拠の通知は、当該一般消費者等に**液化石油ガスの供給に係る料金等を請求するごとに通知**する必要がある。
- また、**一般消費者等に算定根拠を通知する方法**については、**原則として請求書等の書面に記載して通知**することとするが、一般消費者等が書面以外の方法により通知することを承諾した場合には、当該承諾した方法（口頭による通知は除く）により通知することとする。なお、**一般消費者等が書面以外の方法により通知することを承諾した場合**には、液化石油ガス販売事業者は、**その旨を記載した書面に当該一般消費者等の認印を貰う等、客観的に認識できる方法により確認を行う**ことが必要である。